

①⑨ 事業認定申請図書等の作成

(別紙)

事業認定申請図書等の作成に要する経費の積算は、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 相談用資料作成

事業認定機関に対して行う事前相談のための相談用資料作成を発注する場合には、次の歩掛表に区分するものとする。

(a) 現地調査等

相談用資料作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として、土地収用法第4条に規定する土地(以下「法第4条地」という。)の管理台帳調査、物件調査及び面積等の積算、及び土地面積の概数積算等の項目について行うに要する費用内容及び取扱いは、本歩掛表による。

(b) 資料の収集及び整理

当該事業に係る資料の収集、整理及び補足資料の作成で、主として、計画内容に係るもの、公益性等に係るもの、及び現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの等の項目について行うに要する費用内容及び取扱いは、本歩掛表による。

(c) 調書等の作成

相談用資料として、主として、事業認定申請書(案)、事業計画書、関連事業に関する協議書(案)、法第4条地調書及び法第4条地等の管理者への意見照会書(案)等について行うに要する費用内容及び取扱いは、本歩掛表による。

(d) 添付図面の作成

起業地表示図、法第4条地表示図、関連事業表示図、法第4条地管理者意見照会添付図、起業地計画図、法令制限地表示図、許認可等土地表示図及び参考資料として必要な図面等の作成を行うに要する費用内容及び取扱いは、本歩掛表による。

(e) 対象事業及び規模による補正

(a) から (d) までの相談用資料の作成に要する費用を積算する場合には、当該事業及び規模に区分し、次表により補正を行うものとする。

① 道路、河川、鉄道、その他これらに類し、区間(線)を事業認定申請の対象とするもの。

なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。

ただし、「全体計画の区間」で補正できる項目は、(b) 資料の収集及び整理に限定する。

事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20

② ダム、飛行場、その他これらに類し、区間(面)を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる距離	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70

③ 学校、庁舎、その他これらに類し、区間(面)を事業認定申請の対象とするもの。

事業認定の対象となる面積	3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70

(f) 関連事業の有無による補正

相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、次表の補正を行うものとする。

この場合の対象項目は、(a) 現地調査等、(b) 資料の収集及び整理、(c) 調書等の作成及び(d) 添付図面の作成とする。

関連事業	あり	なし
補正率	1.20	1.00

(2) 申請図書作成

(a) 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、建物等の調査 現地踏査に準じるものとする。

(b) 現地調査等

現地調査等は、申請図書作成に必要な対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとする。

- ① 法第4条地等管理台帳調査
- ② 法第4条地等物件調査
- ③ 土地面積の概数積算
- ④ 法第4条地面積等の積算
- ⑤ その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ

(c) 資料の収集及び整理

資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとする。

- ① 計画内容に係るもの
- ② 公益性等に係るもの
- ③ 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの
- ④ その他の資料の収集及び作成

(d) 申請書等の作成

申請書等の作成は、申請図書として、主として次の調書を作成するものとする。

- ① 事業認定申請書(案)
- ② 事業計画書
- ③ 関連事業に関する協議書(案)
- ④ 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- ⑤ 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- ⑥ 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- ⑦ 事業説明会の実施状況を記載した書面等
- ⑧ その他必要な書面等

(e) 添付図面の作成

添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付を要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。

添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数×添付図面作成費)

- ① 起業地表示図
- ② 法第4条地表示図
- ③ 関連事業表示図
- ④ 法第4条地管理者意見照会添付図
- ⑤ 起業地計画図等
- ⑥ 法令制限地表示図
- ⑦ 許認可等土地表示図
- ⑧ 参考資料として必要な図面
- ⑨ その他必要と認められる図面

(f) 対象事業及び規模による補正

(1)の(e)の対象事業及び規模による補正と同様に扱うものとする。

(g) 関連事業の有無による補正

(1)と同様に扱うものとする。

